

## 事故発生防止のための指針

1. 賀陽荘では、事故発生防止のため常に改善を行い、安全かつ適切な質の高い介護サービスを提供することを目標に介護事故発生防止に努めます。そのために、必要な体制を整備するとともに、利用者一人ひとりに着目した個別的サービス提供を徹底し、組織全体で介護事故防止に取り組みます。また、介護事故が発生した場合には、速やかに適切な対応が行えるよう、常日頃から全職員で介護事故への対応法の研修や気付きの向上に取り組み、介護事故を未然に防ぐことのできる知識や技術の習得に努めます。

### 2. 介護事故防止のための委員会その他施設内組織

賀陽荘では、介護事故発生の防止等に取り組むにあたって、下記の体制を取ります。

#### (1) 「安全介護事故防止委員会」の設置

①設置の目的 施設内での事故を未然に防止すると共に、起こった事故に対しては、その後の経過・対応が速やかに行なわれ、利用者に最善の対応を提供できる事を目的とし、安全管理体制を施設全体で取り組む。

#### ②安全介護事故防止委員会の構成委員

- ・ 施設長
- ・ 介護支援専門員
- ・ 生活相談員（安全対策担当者）
- ・ 看護職員
- ・ 介護職員
- ・ 管理栄養士
- ・ 医師（出席できない場合には、意見を聞くことができる）
- ・ その他必要に応じ委員を指名する。

③安全介護事故防止委員会の開催 定期的に1ヶ月に1回開催し、介護事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行います。事故発生時等必要な際は、随時委員会を開催します。

#### ④安全介護事故防止委員会の役割

##### ア) マニュアル、事故（ヒヤリハット・あつとおつと）報告書等の整備

介護事故等の未然防止のため、定期的にマニュアルを見直し、必要に応じてマニュアルを更新します。事故（ヒヤリハット・あつとおつと）報告書等の様式についても定期的に見直し、必要に応じて更新していきます。

##### イ) 事故（ヒヤリハット・あつとおつと）報告の分析及び改善策の検討

各部署から報告のあった事故（ヒヤリハット・あつとおつと）報告を分析し、事故発生防止の為に改善策を検討し、その結果について施設長に提言します。

ウ) 改善策の周知徹底

イ) によって検討された改善策を実施するため、職員に対して周知徹底を図ります。

(2) 多職種共同によるアセスメントの実施による事故予防

- ①多職種（介護、看護、栄養、相談、ケアマネ）共同によるアセスメントを実施します。  
利用者の心身の状態、生活環境、家族関係等から、個々の状態把握に努めます。事故に繋がる要因を検討し、事故予防に向けたサービス計画を作成します。
- ②介護事故予防の状況が事故に繋がらないよう、定期的なカンファレンスを開催します。
- ③介護機器の使用において、確実な取り扱い方法を理解した上で使用します。

3. 介護事故発生防止における各職種の役割

(施設長) ○事故発生予防のための総括管理、安全介護事故防止委員会総括責任者

(医師) ○診断、処置方法の指示  
○協力病院との連携を図る

(看護職員)

- 医師、協力病院との連携を図る
- 施設における医療行為の範囲についての整備
- 介護事故対応マニュアルの作成と周知徹底
- 処置への対応
- 事故及びヒヤリハット事例の収集、分析、再発防止
- 利用者への施設における医療行為についての基本知識を身につける
- 利用者個々の疾病から予測されることを把握し、些細な変化に注意する
- 状態に応じて、医師との相談を行う等、連携体制の確立
- 利用者とのコミュニケーションを十分にとること
- 記録は正確、かつ丁寧に記録する

(生活相談員、介護支援専門員)

- 事故発生防止のための指針の周知徹底
- 緊急時連絡体制の整備（施設、家族、行政）
- 報告（事故報告・ヒヤリハット）システムの確立
- 事故及びヒヤリハット事例の収集、分析、再発防止策の検討
- 介護事故対応マニュアルの作成と周知徹底
- 家族、医療、行政機関、その他関係機関への対応
- 施設内の環境整備
- 備品の整備
- 職員への安全運転の徹底

(管理栄養士)

- 食品管理、衛生管理の体制整備と管理指導
- 食中毒予防の教育と、指導の徹底
- 緊急時連絡体制の整備（保健所、各関係機関、施設、家族）
- 利用者の状態に合わせた食事形態の工夫

(介護職員)

- 食事・入浴・排泄・移動等介助における基本的知識を身につける
- 利用者の意向に沿った対応を行い無理な介護は行わない
- 利用者の疾病、障害等による行動特性を知る
- 利用者個々の心身の状態を把握し、アセスメントに沿ったケアを行う
- 多職種協働のケアを行う
- 記録は正確、かつ丁寧に記録する

4. 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針

賀陽荘では、介護事故発生の防止等に取り組むにあたって、安全介護事故防止委員会を中心としてリスクマネジメントに関する職員への教育・研修を、定期的かつ計画的に行います。全職員に教育・研修への参加を促して、事故防止に大切な役割があるという理解を深めます。それぞれの部門で特に起こりやすい事故を想定した研修等、実際に即した教育を行います。

- ①研修プログラムの作成
- ②定期的な教育（年2回以上）
- ③新任職員への事故発生防止の研修の実施
- ④実習生、ボランティア等への指導
- ⑤その他、必要な教育・研修

5. 介護事故等の報告方法等の介護に関わる安全の確保を目的とした改善のための方策

- (1) 報告システムの確立 情報収集のため、事故（ヒヤリハット・あつとおつと）報告書を作成し、報告システムを確立します。収集された情報は、分析・検討を行い、施設内で共有し、再び事故を起こさないための、対策を立てるために用いるものであり、報告者個人の責任追及のためには用いません。
- (2) 事故要因の分析 集められた情報を基に、「分析」⇒「要因の検証」と「改善策の立案」⇒「改善策の実践と結果に評価」⇒「必要に応じた取り組みの改善」といったPDCAサイクルによって活用します。又、その過程において自施設における事例だけではなく、知りうる範囲で他施設の事例についても取り上げ、リスクの回避、軽減に役立っています。
- (3) 改善策の周知徹底 分析によって導き出された改善策については、安全介護事故防止委員会を中心として実践し、全職員に周知徹底を図ります。

6. 介護事故発生時の対応 介護事故が発生した場合には、下記の通り速やかに対応をとります。

①当該利用者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先として行動します。関係部署及び家族等に速やかに連絡し、必要な措置を行います。状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

②事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は「事故報告書」で、速やかに報告します。報告の際には状況がわかるよう事実のみを記載するようにします。

③関係者への連絡・報告

関係職員からの連絡等に基づき、ご家族・担当ケアマネージャー（短期入所の利用者の場合）、必要に応じて保険者等に事故の状況等について報告します。

④損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、賀陽荘の加入する損害賠償保険で対応します。

7. 介護事故対応に関する苦情、介護事故対応に関する苦情については、別に定める「苦情解決事業運営要綱」に従って対応します。

8. その他の災害等への対応

①防災計画の作成

②非常災害のための体制（自衛消防組織等）

③避難誘導訓練・消火訓練等の実施（年2回）

④避難・消火・通報装置等の設置及び定期的保守

⑤非常用食料等の備蓄

⑥上記体制の周知のための職員教育

⑦その他

9. この指針の閲覧について

この指針は、当施設内に掲示している他、賀陽荘のホームページにも掲載しており、いつでも自由に閲覧することができます。

付則 令和3年4月1日 より施行

令和4年11月1日 一部改訂